

鹿児島市事業継続支援金 申請要領

令和2年5月11日

令和2年5月12日 改訂

1. 事業継続支援金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続に困っている中小企業への支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える支援金です。

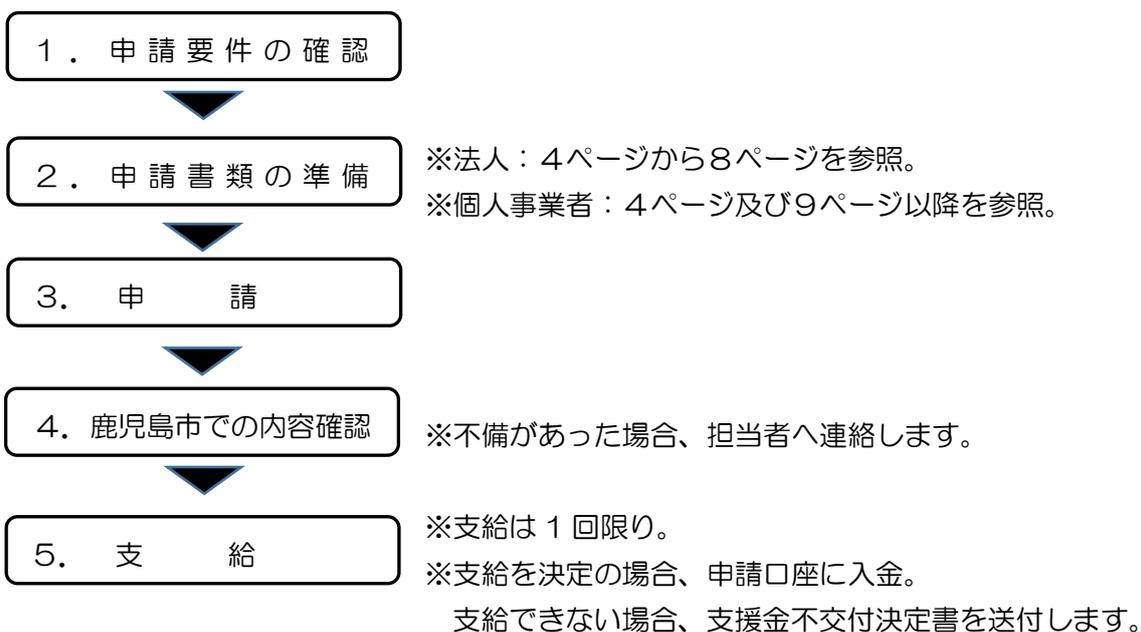
2. 支援金額

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和2年3月から5月のうち、前年同月比で20\%以上50\%未} \\ \text{満減少している1か月の売上減少額が最大となる月の減少額} \end{array} \right) \times 3\text{か月}$$

※上限30万円

※千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる

3. 申請手順



4. 申請要件の確認

(1) 給付対象要件

以下の①から⑥全てを満たすもの。

- ① 不特定多数の者が来店・利用を控えることによって売上が減少している第3次産業の中小企業者、個人事業者で、下記の業種とします。

(対象業種)

- ・ 小売業（衣類、飲食料品、身の回り品、ガソリンなど）
 - ・ 宿泊業、飲食サービス業（バー、キャバレー含む）
 - ・ 娯楽業（映画館、ボウリング場など）
 - ・ 生活関連サービス業（理美容、浴場、冠婚葬祭など）
 - ・ 教育、学習支援業（学校、学習塾、スイミングスクールなど）
 - ・ 医療、福祉（病院、整骨院、デイサービスなど）
 - ・ 道路旅客運送業（タクシー、貸切バスなど）
 - ・ 自動車賃貸業（レンタカーなど） 等
- 上記業種のうち、別紙業種一覧に示す業種

② 令和元年12月31日時点において、鹿児島市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。

- 1 令和2年3月から5月までの間において、いずれか1か月（対象月）の売上実績額が前年同月に比して20%以上50%未満減少し、かつ、対象月以外の月の売上実績額が前年同月に比して50%未満減少していること。
- 2 事業継続期間が1年未満の事業者又は単純な売上実績額の前年比較が困難な場合は、令和2年3月から5月までの間において、いずれか1か月（対象月）の売上実績額が、令和元年6月から令和2年4月までの任意の連続する3か月の平均売上に比して20%以上50%未満減少し、かつ、対象月以外の月の売上実績額が令和元年6月から令和2年4月までの任意の連続する3か月の平均売上に比して50%未満減少していること。

なお、申請時点において売上実績額が確定している月分が対象。

5月に申請：3月・4月分 6月に申請：3月・4月・5月分

3 その他市長が必要と認める場合

④ 同一年度内に本支援金の交付を受けていないこと。

⑤ 鹿児島市内に事業所等を有する中小企業者等

- 1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第5号及び第6号に規定する中小企業者
- 2 上記1に該当する法人以外の法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人。ただし、事業者からの会費等の収入を得て経営指導、

厚生事業、共同販促等を行っている組合、経済団体等は除く。

3 その他市長が必要と認める法人及び個人

業 種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の額
小 売 業	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※個人事業主も含まれます。

※事業者からの会費等の収入を得て経営指導、厚生事業、共同販促等を行っている組合、経済団体等は対象外です。

⑥ 暴力団等に関与していないこと。

(2) 申請期間

令和2年5月11日（月）から6月30日（火）※消印有効

(3) 申請方法

原則、郵送による

(4) 申請書提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業支援課 宛

「事業継続支援金申請書」在中

(5) お問い合わせ先

事業継続支援金専用ダイヤル

099-803-8670（平日8:30~17:15）

5. 申請書類の準備

(1) 共通

- 申請書（様式第1号-1もしくは第1号-2）
- 誓約書（様式第2号）
- 申請書類確認チェックリスト

※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(2) 法人

- ① 確定申告書類
- ② 令和2年3月から5月（対象月）の月間事業収入がわかるもの
- ③ 事業概要がわかるもの
- ④ 振込先口座の通帳の写し（法人名義）
- ⑤ その他鹿児島市が必要と認める書類
（証拠書類及び算定に関する特例に関するもの）

① 確定申告書類

対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分で、下記全ての書類

- 確定申告書別表一の控え（写）
- 法人事業概況説明書の控え オモテ面及びウラ面（写）
- 資本金がわかるもの
貸借対照表の控え（写）等

※ただし、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類を提出することで代替することができます。

<確定申告書別表一>

<法人事業概況説明書>

② 令和2年3月から5月（対象月）の月間事業収入がわかるもの

売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。（令和2年●月と明確に記載されている等）

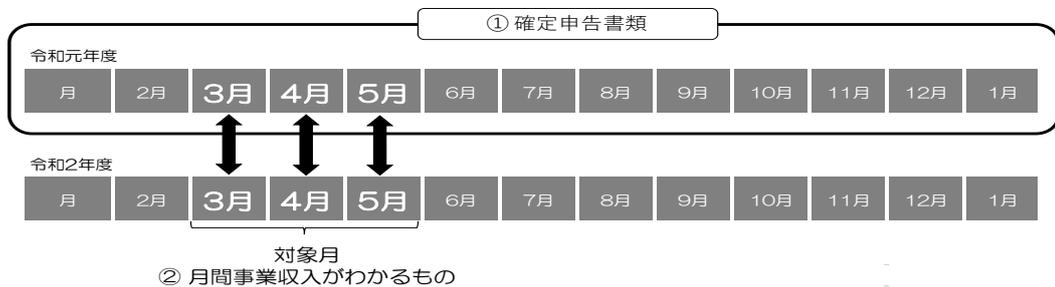
(例)

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの帳簿のコピー 等

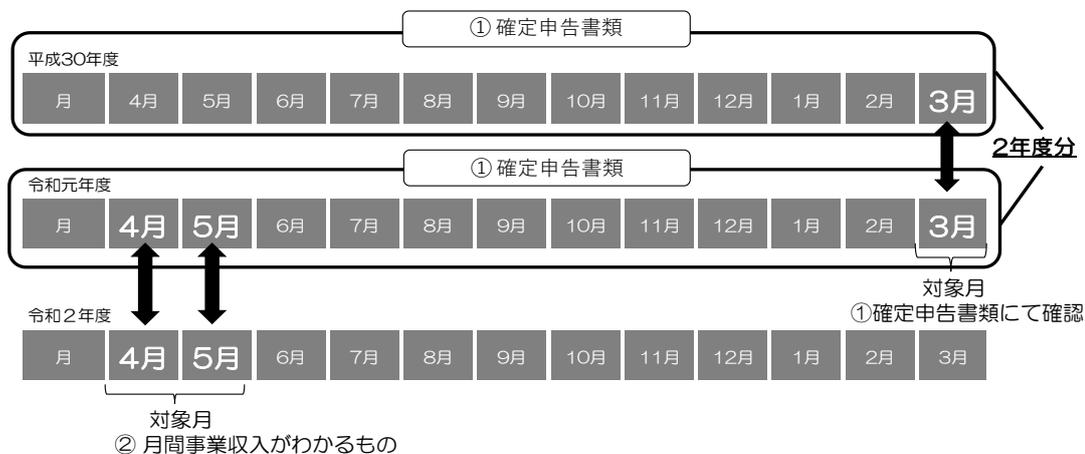
(例) 5月実績確定前の場合（5月申請）



(例) 5月実績確定後の場合（6月申請）



(例) 対象月が複数の事業年度にまたがる場合 (6月申請 決算月: 3月)



③ 事業概要がわかるもの

事業を営む業種及び鹿児島市での事業実態がわかるもの

(例)

- 定款
- 会社案内
- 営業許可証 (写)
- ホームページ
- パンフレット
- チラシ
- 法人市民税営業証明書 等

④ 振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- 法人名義の口座の通帳の写し (法人の代表者名義も可)
通帳を開いた1・2ページ目 等
- 電子通帳の画面コピー
紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等。

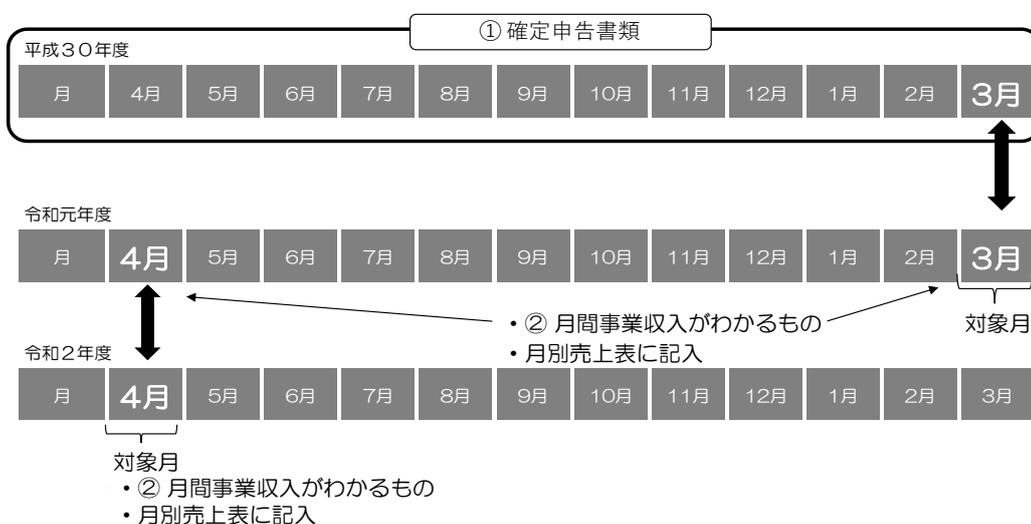
◎ 証拠書類及び算定に関する特例（法人）

(A) 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合

直前の事業年度の確定申告が申告期限前など、相当の事由により対象月の直前の事業年度の確定申告書類が提出できない場合は、下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・ 2事業年度前の確定申告書類
- ・ 月別売上表（様式第3号）
- ・ 月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

（例）直前の事業年度の確定申告が完了していない場合（5月申請 決算月：3月）



(B) 申請書と証拠書類の法人名が異なる場合

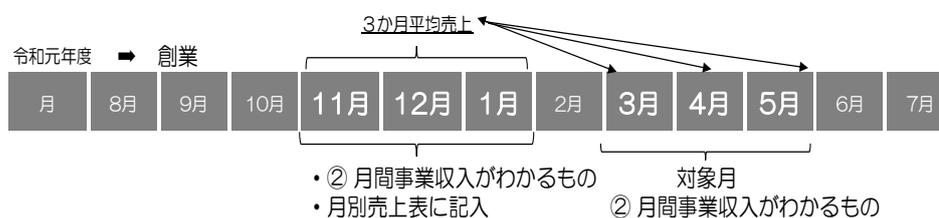
社名変更等により現在の法人名と添付書類の法人名が異なる場合も、法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし、通常の申請と同様に申請してください。

(C) 事業継続期間が1年未満の場合

令和元年12月以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合、前記4.申請要件の確認 - (1) 給付対象要件 - ③ - 2 の要件を満たす場合、下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 月別売上表（様式第3号）
- ・ 月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

(例) 8月創業の場合 (6月申請 任意の連続3か月: 令和元年11月から令和2年1月の場合)

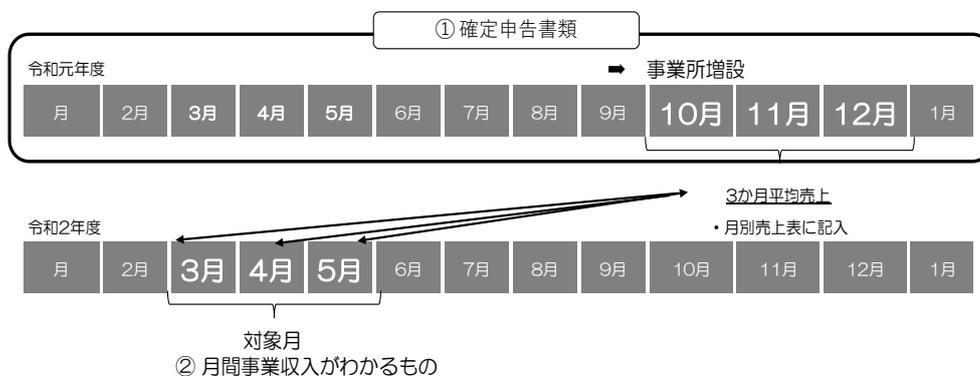


(D) 単純な売上の前年比較が困難な場合

事業所増設等、相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、前記4. 申請要件の確認 - (1) 給付対象要件 - ③ - 2 の要件を満たす場合、下記書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・ 単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの
(事業所増設が客観的にわかる資料等)
- ・ 月別売上表 (様式第3号)

(例) 9月事業所増設の場合 (6月申請 任意の連続3か月: 令和元年10月から12月の場合)



(3) 個人事業者

- ① 確定申告書類
- ② 令和2年3月から5月（対象月）の月間事業収入がわかるもの
- ③ 事業概要がわかるもの
- ④ 振込先口座の通帳の写し（本人名義）
- ⑤ 本人確認書類の写し
- ⑥ その他鹿児島市が必要と認める書類
（証拠書類及び算定に関する特例に関するもの）

① 確定申告書類
（青色申告の場合）

令和元年分で下記全ての書類

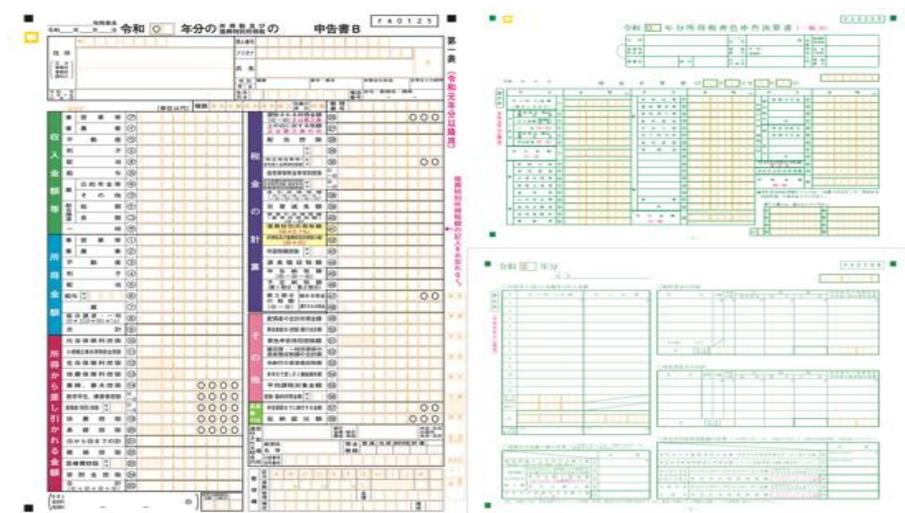
- ・ 確定申告書第一表の控え（写）
- ・ 所得税青色申告決算書の控え 1 ページ目及び2 ページ目（写）

※令和元年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

<確定申告書第一表>

<所得税青色申告決算書>



(白色申告の場合)

令和元年分で下記全ての書類

- 確定申告書第一表の控え（写）

※令和元年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができます。

- 月別売上表（様式第3号）（平成31年1月から令和元年12月欄を記入）
- 平成31年1月から令和元年12月の月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

<確定申告書第一表>

② 令和2年3月から5月（対象月）の月間事業収入がわかるもの

売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます

フォーマットの指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料をご提出ください。（令和2年●月と明確に記載されている等）

(例)

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- エクセルで作成した売上データ
- 手書きの帳簿のコピー 等

③ 事業概要がわかるもの

事業を営む業種及び鹿児島市での事業実態がわかるもの

(例)

- 営業許可証 (写)
- 開業届出書 (写) ※税務署受付印が押印されていること
- ホームページ
- パンフレット
- チラシ
- 情報誌(求人広告含む) 等

④ 振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- 個人名義の口座の通帳の写し(屋号名義は不可)
通帳を開いた1・2ページ目 等
- 電子通帳の画面コピー
紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等。

⑤ 本人確認書類の写し

本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例)

- 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能)
- 個人番号カード(オモテ面のみ)
- 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る)(両面)
- 障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものがご準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます

- 住民票(※)及び各種健康保険証(両面)の両方

(※)…公共料金の請求書や郵便物等でも可

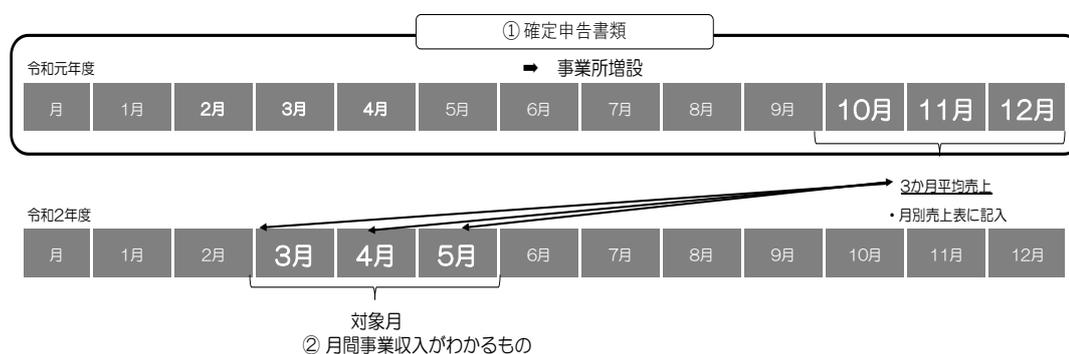
◎ 証拠書類及び算定に関する特例（個人事業者）

(A) 単純な売上の前年比較が困難な場合 ①

事業所増設等、相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、前記4. 申請要件の確認 - (1) 給付対象要件 - ③ - 2 の要件を満たす場合、下記全ての書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・ 月別売上表（様式第3号）
- ・ 単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの
（事業所増設が客観的にわかる資料等）

(例) 6月事業所増設の場合（6月申請 任意の連続3か月：令和元年10月から12月の場合）



(B) 単純な売上の前年比較が困難な場合 ②

休業等、相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和2年3月から5月までの間において、いずれか1か月（対象月）の売上実績額が前々年同月に比して20%以上50%未満減少し、かつ、対象月以外の月の売上実績額が前々年同月に比して50%未満減少している場合、下記全ての書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・ 単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの
（休業していたことがわかる資料等）

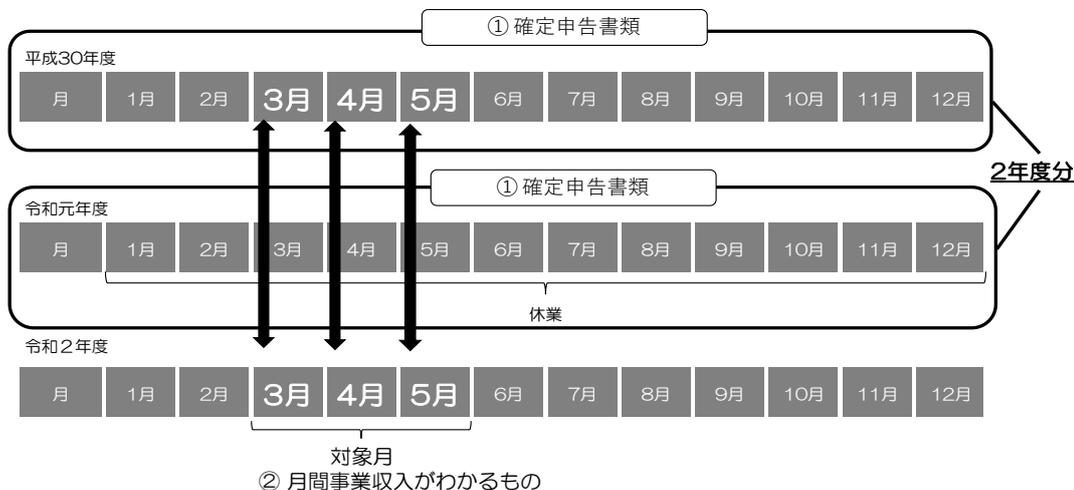
- ・ 平成30年分の確定申告書第一表の控え（写）

- ・ 平成30年分の所得税青色申告決算書の控え 1・2 ページ目（写）

※平成30年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

(例) 休業等により単純な前年比較が困難な場合



(C) 事業継続期間が1年未満の場合

令和元年12月以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合、前記4. 申請要件の確認 - (4)の要件を満たす場合、下記全ての書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・ 月別売上表 (様式第3号)

(例) 7月創業の場合 (6月申請 任意の連続3か月: 令和元年9月から11月の場合)

